

令和7年度 子ども職業体験運営業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

令和7年度 子ども職業体験運営業務

2 概要及び目的

本業務は、子どもの職業体験を通じて、子どもたちの職業観や就労意欲、社会人基礎力を高めるとともに、個店など事業者の魅力発信・認知度向上を行うことを目的としており、より効果的な事業実施を図るため、経験と専門知識を有する事業者の中から、受託事業者を選定するものである。

3 業務内容

別添「令和7年度 子ども職業体験運営業務委託仕様書」のとおり

4 業務期間（委託期間）

令和7年9月上旬頃～ 令和8年3月26日（木）

5 選定方法

公募型プロポーザル方式とします。（プレゼンテーションは実施致しません。）

6 事業費

本業務に係る経費の上限額は、542千円（消費税及び地方消費税を含む。）とします。

7 参加要件

本プロポーザルに参加するには、次に掲げる条件全てを満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込書提出期間において、袋井市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成17年告示第206号）に基づく指名停止措置を受けていないものであること。
- (3) 参加申込書提出期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 参加申込書提出期間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75条）第18条若し

- くは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 袋井市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 30 号）第 2 条に定める暴力団及び暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 仕様書に示す業務の実施に必要な知識と能力を有すること。

8 スケジュール

No.	内 容	日 程
1	公募開始（市ホームページへの掲載）	7 月 31 日（木）
2	参加表明書及び質問票の提出期限	8 月 7 日（木）
3	質問への回答・参加資格有無の確認連絡	8 月 13 日（水）
4	企画提案書等の提出期限	8 月 22 日（金）
5	書類審査実施	8 月下旬頃
6	審査結果の通知発送	8 月下旬頃
7	契約締結	9 月上旬頃

9 参加意思の確認

本プロポーザルに参加を希望する方は、次のとおり参加表明書を提出してください。

- (1) 提出書類 参加表明書（様式 1）※要代表者印押印
- (2) 提出期限 令和 7 年 8 月 7 日（木）午後 5 時まで
- (3) 提出部数 原本 1 部
- (4) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、差し出したことが分かる方法（特定記録等）としてください。）
- (5) 提出場所 〒437-8666 静岡県袋井市新屋一丁目 1 番地の 1
袋井市役所産業未来課産業政策係
- (6) そ の 他 参加資格要件に該当しない場合のみ、電子メールにて連絡します。
期限までに参加表明書等の提出がない場合は、不参加とみなします。

10 質問及び回答

企画提案等に関する質問は、次により行うものとします。

- (1) 提出書類 質問票（様式 2）※印不要
- (2) 提出期限 令和 7 年 8 月 7 日（木）午後 5 時まで
- (3) 提出方法 電子メール（アドレス：sangyou@city.fukuroi.shizuoka.jp）
※電子メール送信後、確認のため併せて電話（0538-44-3136）での連

絡をお願いします。

※電話及び直接来庁による質問には応じない。

- (4) 回答方法 令和7年8月13日(水)までに、参加意思を表明した全ての事業者に対し、電子メールで回答します。

11 企画提案書等の提出

企画提案書等は、次のとおり提出してください。

- (1) 提出書類
- ア 企画提案書(様式3) ※要代表者印押印
 - イ 企画書(様式及び枚数任意。ただし、A4版又はA3版で作成)
 - ウ 見積書(積算内訳を含む) ※要代表者印押印
 - エ 実施体制(様式不問) ※本業務の実施体制(責任者、担当者等)がわかる書類
 - オ 業務工程表(様式不問) ※本業務の全体スケジュールや個別作業スケジュール
 - カ 会社概要(様式不問) ※既存のパンフレットや案内書等で可
- (2) 提出期限 令和7年8月22日(金)午後5時まで(必着)
- (3) 提出部数 6部(正本1部、副本5部)
- (4) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、差し出したことが分かる方法(特定記録等)としてください。)
- (5) 提出場所 〒437-8666 静岡県袋井市新屋一丁目1番地の1
袋井市役所産業未来課産業政策係
- (6) その他 上記3業務内容の項目に関して、それぞれ具体的な提案(1提案のみ)を作成してください。

12 委託事業者の選定

委託事業者の選定は、次のとおり行います。

- (1) 選定方法
- ア 各事業者が提出した書類について、選定会(5人)が下表に基づき公平に書類審査を実施し、最高得点者を最優秀企画提案者(業務委託契約予定者)として選定します。
 - イ 各選定委員持ち点(100点)を合算した値(500点満点)の6割(300点以上)を最低基準点とし、最低基準点に満たない事業者は選外とします。
 - ウ 最高得点者が複数の場合は、見積額の最も低い事業者を最優秀企画提案者として選定します。また、見積額も同額であった場合は、くじ引きにより最優秀企画提案者を選定します。
 - エ 選定に関する質問及び異議申し立ては一切受け付けません。

【評価項目評価基準評価点数】

評価項目	評価基準	評価点数
信用性	①事業を遂行する実施体制があるか	10点
	②過去の実績等はあるか。 プロジェクトリーダーの経験は十分か	10点
	③提出された資料は説得力のある内容となっているか	10点
企画性	①企画内容に独自性はあるか	10点
	②企画内容に具体性はあるか	10点
	③事業の目的を果たすことのできる内容か	10点
	④事業者や児童たちなどの地域的な視点が反映されているか	10点
実現性	①見積額は予算と比較して妥当であるか	10点
	②業務実施のスケジュールは実現可能な内容であるか	10点
	③全体に一貫性があるか	10点
	合計	100点

(2) 失 格

次のいずれかに該当するときは、失格とします。

- ア 本実施要領で定めた内容に適合しないとき。
- イ 提出書類に記載すべき事項が記載されていないとき。
- ウ 提出書類に不備や不足があったとき。
- エ 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- オ 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出されたとき。
- カ 選定結果に影響を与えるような不正を行ったとき。
- キ 見積金額が委託上限を超えるとき。
- ク その他不適切な事項があると判断される時。

(3) 結果通知

選定結果は、参加した全ての事業者に通知します。

なお、選定に関する異議等は一切受け付けないものとします。

13 契約の締結

- (1) 契約は、最優秀企画提案者と仕様及び契約条件等について協議した上、契約内容に関する協議が整ったときは、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく随意契約として、委託上限額の範囲内で締結するものとします。
ただし、協議の結果、見積額に変更が生じた場合は、再度見積書を提出の上、委託上限額の範囲内で契約を締結するものとします。
- (2) 最優秀企画提案者と協議が整わず契約が締結できない場合は、次点者と順次協議を行うことができるものとします。
- (3) 最低基準点に満たなかった場合は、本プロポーザルに基づく契約は行いません。
- (4) 業務委託料の支払いについては、業務完了時の一括払いとします。

14 その他

- (1) 参加表明書及び企画提案書等の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに下記 15 に記した担当まで辞退届（様式不問）を提出してください。※要代表者印押印
- (2) 本プロポーザルへの参加に対し必要な費用は、全て参加事業者の負担とします。
- (3) 提出後の書類等について、資料の追加や差し替えは不可とし、採用・不採用にかかわらず返却はいたしません。
- (4) 提出された書類等は、本プロポーザルの審査以外には無断で使用しません。
ただし、目的の範囲内において複製することがあります。
- (5) 契約締結までは契約が確定していないことに十分留意し、関係者とトラブルのないようにしてください。

15 担当課（問い合わせ先）

本件に関する書類の提出先及び質問先は、次のとおりとします。

- (1) 担 当 袋井市役所産業部産業未来課産業政策係（担当：清水）
- (2) 住 所 〒437-8666 静岡県袋井市新屋一丁目 1 番地の 1
- (3) T E L 0538-44-3136（直通）
- (4) E-mail sangyou@city.fukuroi.shizuoka.jp